

# ひょうご防災減災推進条例（平成17年3月28日条例第42号）

最終改正:令和7年12月15日条例第46号

改正内容:令和7年12月15日条例第46号

## ○ひょうご防災減災推進条例

平成17年3月28日条例第42号

### 改正

平成29年3月6日条例第1号  
令和3年10月6日条例第37号  
令和7年12月15日条例第46号

ひょうご安全の日を定める条例をここに公布する。

### ひょうご防災減災推進条例

平成7年1月17日未明、兵庫県南部を襲った地震は、一瞬にして多くの尊い人命と財産を奪い去った。

阪神・淡路大震災は、自然への畏敬の念、共同体意識が希薄となった都市生活の脆弱さを明らかにし、これまで効率と成長を重視し、安全と安心の視点をおろそかにしてきた社会に大きな警告を発した。

私たちは、この経験から、命の尊さを再確認するとともに、地域での助け合い、国内外からのボランティアの支援等を通じて、人と人が支え合うことの大切さを改めて実感した。

県民、民間団体、市町、県、国等が一体となって創造的復興を目指した結果、高齢者等を地域で見守る活動、県民一人ひとりの主体的な社会活動等今後の成熟社会を支える取組が広がり、平素から災害による被害の軽減を図る減災の取組も進んでおり、安全で安心できる社会を築いていく災害文化ともいうべきものが広がりつつある。

阪神・淡路大震災の経験と教訓をいつまでも忘れることなく、あわせてこれを知らない県民には正しく伝え、世代や地域を超えて繋いでいくことで、この経験と教訓を活かして、これからの災害に備えることが私たちの責務であることを強く自覚する。これは、東日本大震災、熊本地震等においても改めて認識された。今後、防災減災の取組を一層推進することにより、安全で安心な社会づくりを進めるため、この条例を制定する。

### （ひょうご安全の日）

第1条 阪神・淡路大震災の経験と教訓を継承するとともに、いつまでも忘れることなく、安全で安心な社会づくりを期する日として、1月17日をひょうご安全の日と定める。

### （県の取組）

第2条 県は、防災減災の取組を推進するため、次に掲げる事業に取り組むものとする。

- （1）県民等（県民、民間団体及び事業者をいう。以下同じ。）が行う耐震等防災減災のための活動を促進する事業
- （2）消防団及び自主防災組織等（災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条の2第2号に規定する自主防災組織、自治会等の民間団体をいう。以下同じ。）の地域における防災減災の取組に関する県民の理解及び参画を促進する事業
- （3）防災減災に関する研究等を支援する事業
- （4）創造的復興の成果の発信、阪神・淡路大震災の経験と教訓の世代や地域を超えた継承等ひょうご安全の日の趣旨にふさわしい事業
- （5）防災減災の取組を推進する体制を整備する事業
- （6）市町が行う防災減災の取組を促進する事業
- （7）前各号に掲げるもののほか、防災減災の取組を推進するために必要な事業

2 県は、関係行政機関及び県民等と連携して前項の事業を推進するために必要な措置を行うものとする。

### （市町の取組）

第3条 市町は、防災減災の取組を推進するため、次に掲げる事業に取り組むものとする。

- （1）法第49条の7第1項に規定する指定避難所の指定及び整備等を行う事業
- （2）法第49条の14第1項に規定する個別避難計画（以下「個別避難計画」という。）の作成等法第49条の10第1項に規定する避難行動要支援者（以下「避難行動要支援者」という。）その他の特に配慮を要する者を支援する事業
- （3）消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）第13条に規定する消防団員の処遇の改善、同法第14条に規定する消防団の装備の改善その他の消防団の強化に関する事業
- （4）地域防災力（消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第2条に規定する地域防災力をいう。以下同じ。）の向上に資する事業
- （5）防災減災の取組を推進する体制を整備する事業
- （6）前各号に掲げるもののほか、防災減災の取組を推進するために必要な事業

2 市町は、県及び防災関係機関と連携して県民等の自発的な防災減災のための活動を促進するものとする。

3 市町は、災害の発生に備え、自主防災組織等に対し避難行動要支援者の法第49条の11第1項に規定する名簿情報又は法第49条の15第1項に規定する個別避難計画情報を提供するため、法第49条の11第2項ただし書又は第49条の15第2項ただし書に規定する特別の定めを設ける条例を制定する等法制上の措置その他の必要な措置を行うものとする。

### （事業者の取組）

第4条 事業者は、災害時においてもその事業を継続し、又は早期に再開するための必要な措置を定めた計画の策定及び当該計画を実施するための体制の整備に取り組むものとする。

2 事業者は、地域における災害への備えに関する活動、災害時の従業員のボランティア活動を促進する取組その他の防災減災のための活動に取り組むものとする。

3 事業者は、災害復旧等に必要な物資又は役務の円滑かつ迅速な提供を行うための協定を県及び市町と締結する等県及び市町が実施する防災減災のための事業に協力するものとする。

(消防団及び自主防災組織等の取組)

第5条 消防団は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律に基づき、地域防災力の中核として、地域に密着し、災害が発生した場合に地域で即時に対応するとともに、自主防災組織等の教育訓練その他の地域における防災体制の強化に取り組むものとする。

2 自主防災組織等は、法第42条第3項に規定する地区防災計画の提案及び当該計画に基づく防災減災のための活動に取り組むものとする。

3 自主防災組織等は、個別避難計画の作成への参画及び当該計画に基づく防災訓練等に取り組むものとする。

(県民等の取組)

第6条 県民及び民間団体は、地域社会における災害への備えに関する活動、人と人が支え合う地域社会づくりに資する活動、災害時のボランティア活動、阪神・淡路大震災の経験と教訓の世代や地域を超えた継承等ひょうご安全の日の趣旨にふさわしい活動その他の防災減災のための活動に取り組むものとする。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月6日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年10月6日条例第37号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和7年12月15日条例第46号)

この条例は、公布の日から施行する。

---